

公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の  
言語教育の交流と協力に関する覚書

公益財団法人交流協会と亜東関係協会(以下、「双方」という。)は、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第3項(13)に関連し、次の事項につき、必要な関係当局の同意が得られるよう、相互に協力する。

1. 本覚書は双方の日本語教育及び中国語教育の交流・協力を促進し、言語教育の水準を向上させ、お互いの歴史・文化に対する理解及び友好親善を深めることを目的とする。
2. 双方は、日本語教育及び中国語教育に関し協力して交流を実施する。日本語教育及び中国語教育に関する人の派遣、並びに学校・教育機関・団体における研修協力や授業見学及び文化交流等の具体的な協力事項については、別途協議の上、決定し実施する。
3. 双方は、必要に応じて事業チームを作り、協力事項実施のための工程、経費負担等の具体的な内容について協議する。

4. 本覚書に基づく交流・協力は署名の日から開始することとし、いずれか一方が相手方に対し、90 日前までに書面による通告を行うことによって終了させることができる。また、本覚書の修正については、双方が書面により協議してこれを定めることとする。
5. 本覚書に定めのない事項、及び本覚書の事項に疑義を有する場合は双方の協議による。その他の交流・協力に関する細則等は双方が別途協議することとする。

本覚書は、日本語及び中国語により各2部が作成され、2016年11月30日、台北において署名された。

公益財団法人  
交流協会代表

亜東関係協会  
代表



大橋光夫

(大橋光夫 会長)

邱義仁

(邱 義仁 会長)

